

医系技官人事交流について

厚生労働省では、専門的な知見・経験を有する医師を人事交流として受け入れています。これは、医療の専門化・高度化がすすむ中、これまで以上に現場の実情を踏まえた施策の立案を行うことや、派遣元大学等と厚生労働省との相互理解を深めることなどを目的としています。

1 人事交流として厚生労働省で勤務することの主なメリット

- ・ 施策の方向性に関する意志決定に、自ら関わるができる。
- ・ 担当する分野の一線の研究者や組織代表との交流により、最新の知見を得られ、多角的な視点が涵養されるとともに、幅広い人間関係が得られる。
- ・ 厚生労働省内のみならず他省庁や関連機関の職員との人間関係が得られる。
- ・ 研究費の管理などのノウハウが得られる。

2 人事交流による医師が担当する主な業務

- ・ 国際保健、科学技術イノベーション、医療倫理、研究費管理
- ・ 地域医療構想（救急、周産期、小児、在宅医療、へき地医療等）、医療安全
- ・ 専門医制度、臨床研修、医師の働き方改革、オンライン診療
- ・ 先進医療、治験、臨床研究、再生医療、医療IT、医療情報
- ・ たばこ対策、健康日本21、PHR
- ・ がん対策、脳卒中・循環器病等生活習慣病対策、難病対策、移植医療対策
- ・ 感染症対策（予防接種、AMR対策、肝炎、HIV/AIDS等）
- ・ 食品安全、薬害等各種訴訟
- ・ 老人保健、介護予防、認知症施策
- ・ 産業保健、労働衛生
- ・ 診療報酬、医療指導監査
- ・ 母子保健、精神保健福祉、精神医療
- ・ 熱中症対策、公害対策

3 人事交流として勤務して頂ける方

医師であって、以下の3つの条件を満たす方が対象となります。

- ① 保健医療に関する専門的知見を有する方（概ね医師免許取得後15年以下）
- ② 交流者の交流期間終了後の勤務について派遣元が責任を持って対応できる方
- ③ 厚生労働行政に対する熱意を有する方

4 処遇ならびに配属先など

- ・ 処遇については、他の医系技官との均衡に配慮し、医師国家試験合格年を基準として、その後の職歴を勘案して決定されます。
- ・ 配属先は派遣元やご本人の希望等をもとに決定させていただきます。
- ・ 交流期間は標準2年ですが、延長・短縮はご相談に応じて可能です。
- ・ 臨床技能の維持を目的として、兼業申請ができます。承認されれば、業務時間外に臨床医・産業医として働くことが可能です（子細条件はお問い合わせください）。

5 お問い合わせ先

厚生労働省 大臣官房厚生科学課 医系技官採用担当 丸山 慧（まるやま さとし）
 課直通：03-3595-2171 メール：ikeisaiyo@mhlw.go.jp